

## Ⅱ 民間を活用した行財政運営

行政運営の効率化、住民サービスの向上等を目指し、民間に委ねた方がより効率的で効果的に質の高い公共サービスを確保できるものについては、引き続き積極的に民間委託等を推進します。

### (1) 民間委託

個々の事務事業の必要性や担い手などを改めて検証し、民間等の対応で町民サービスの向上が図られるもの、効率的に実施できるもの等については、積極的に民間委託を進めていきます。また、公共サービス改革法に基づく市場化テストについては、国や県、近隣市町村の動向を見極めながら、調査研究を行います。

### (2) 施設管理の見直し

公共施設の施設管理については、民間委託が可能であるかの判断を行い、自治会や各種団体等の公益的団体への管理業務委託や、民間事業者の有するノウハウを広く活用できる指定管理者制度の活用を今後も引き続き推進します。

### (3) 新たな手法による公共施設の設置及び管理運営

民間事業者の資金と能力、技術、経営能力などを生かしたPFI事業や省エネルギーとコスト削減に効果的なESCO事業など、管理運営を含めた財政的にも優位となる手法等について、検討、導入を図ります。

### (4) 官民協働

町民、各種団体、NPO、民間企業、大学などと町が協働し、町民サービスの向上が図られ、効果的・効率的に実施できるものについて、積極的に推進します。

## Ⅲ 安定した財政基盤による行財政運営

中長期的な視野に立った自主的・自立的な町政運営を行うために、安定した財政基盤の確立を目指します。そのために必要な自主財源の確保に努め、計画的な事業執行を行う中で、財政の硬直化を防いでいきます。

### (1) 健全化判断比率の抑制

本町の健全化判断比率は、早期健全化基準を下回り、健全な状況ではありますが、今後も引き続き財政の健全化に取り組むために目標値を設定し、計画的な財政運営に努めます。

区 分	目 標 値
① 実質赤字比率	各年度 赤字なし
② 連結実質赤字比率	各年度 赤字なし
③ 実質公債費比率	各年度 早期健全化基準の2分の1以下
④ 将来負担比率	各年度 早期健全化基準の2分の1以下

《健全化判断比率とは?》 自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す

### (2) 受益者負担の適正化

サービスを受ける町民と受けない町民の公平性を確保するため、サービス提供のためのコストと料金のバランスを検証し、コストに見合った適正な受益者負担を検討します。

### (3) 収納率の向上等

町税及び国民健康保険税、保育所保育料、幼稚園保育料、給食費等について、引き続き収納率の目標数値を設定し、滞納対策などの強化に取り組みます。また、担当部署間による滞納整理に関する対策等の横断的な共有を図り、さらなる収納確保に努めます。

### (4) 安定的な税収確保

安定的な税収の確保のため、町の産業振興策の強化を図り、新産業の育成や既存産業の振興、企業誘致、西原マリパーク等の地域資源を生かした観光開発など、町の持続可能な発展を目指した施策を推進します。

### (5) 財産等の有効活用

公有財産を有効に活用するため、普通財産については、事実上売却が困難なものを除いては売却することを基本とします。また、貸付する場合にも、公平性等の観点から減免は行わないことを基本とし、既に減免している場合は、貸付先の支払能力などを総合的に判断し、減免の廃止あるいは縮減をします。

### (6) 予算編成

持続可能で安定した財政運営を行うため、予算編成手法の研究や改善等を図ります。また、町民に対する説明責任を果たし、予算編成における透明性を確保するため、引き続き予算編成プロセスにおける情報の公開を一層充実させます。

## 【議会の組織運営について】

議会においても、議会の活性化に向けた取組みを積極的に導入し、町民にとって開かれた議会であることが求められています。また、自主的に組織・運営の合理化等を進めていく必要があります。

## 第4次西原町行政改革大綱の策定について

本町では、活力ある持続可能な町政の運営を目指し、第4次西原町行政改革大綱を策定しました。計画期間は、平成22年度から平成24年度までの3年間です。

## 【基本的な考え方と見直しの方針】

行政改革とは、これまでの業務の内容や進め方などを根本的に見直し、改めていくことです。また、大切な税金を無駄なく使うために、ただ単に人員や業務を減らしていくことだけの行政改革ではなく、一つ一つの業務で行政サービスの質の向上を図ることはもちろんのこと、町全体として優先的に取り組むべきものは何か、そうでないものはどれなのか、どのようにすれば効果があがるのかなど、事務事業の「選択と集中」、「業務改善」などを行いながら、改革を進めていくことが必要となっています。町では、今後限られた行政資源（人・もの・カネ・時間）を最大限に有効活用し、成果を最大化するために、次の3つの方針に基づく持続可能な行財政運営を推進します。

## I 効果的・効率的な行財政運営

本町の財政状況や今後の中期的財政収支見通しの分析・把握を常に行い、今後も効率的な組織体制や定員管理、事務事業の見直し等による内部努力を進めながら、歳入歳出の収支のバランスを図ります。

### (1) 組織体制の見直し

新たな行政課題や多様化する町民ニーズに即応した行政サービスが展開できるよう、部長制の導入により総合的な調整機能を持つ組織体制を構築し、また、並行して内部組織の分掌事務の総点検を行い、組織・機構の見直しを図ります。

### (2) 職員の能力開発等の推進

「西原町人材育成基本方針」に従い、今後も地方分権の推進や町民ニーズの変化等に即応した政策形成能力や創造的能力、法務能力、企画調整能力等を有する意欲ある人材の育成に努めていきます。また、職員の意識改革や資質向上のために、3S活動などの取組を導入します。

《3S運動とは?》 3つのSである整理・整頓・清掃を習慣的に行うことによって、職場における業務の効率化や安全管理、情報管理など、職場の環境を常に維持改善しようとする取組み

### (3) 事務事業の総点検

効果的かつ効率的な運営のため、事務事業評価制度によって課題の抽出、解決等を明らかにしながら、徹底した見直しや改善、コスト縮減に努めます。

補助金については、社会的経済的実情に合わせて、目的や実情に合わなくなったものは引き続き整理・統合もしくは廃止するなどの徹底を図ります。

《事務事業評価制度とは?》 事務事業という町行政の活動において最も基礎となる単位において評価を実施し、この評価結果を次の計画（予算）に反映しようとするもの

### (4) 定員管理及び給与の適正化

組織体制の見直しを図りながら、定員管理及び給与の適正化を引き続き進めるとともに、民間活用等を推進します。

### (5) 公共施設の設置

公共施設の新たな整備又は設置、既存施設の建替え等を行う場合、公共工事等のコスト縮減対策を継続しながら、当該施設の必要性、規模、財政負担、運営方法、優先順位等を総合的に検討し、投資的経費の平準化に努めた効率的な施設整備を行います。

### (6) 広域行政の推進

地方分権に伴う国・県の仕組みの変化に留意し、広域的な見地による企画、調整又は処理することが適切な事務事業については、引き続き積極的に推進します。また従来の広域市町村圏構想に変わる定住自立圏構想等の新たな広域行政についても調査研究を行います。

《定住自立圏構想とは?》 人口5万人以上の「中心市」と周辺市町村が協定を結び、圏域として定住、自立、発展を目指すこと

### (7) 事務移譲への対応

地方分権に伴う国・県からの事務移譲等については、多様化する町民ニーズや新たな行政課題を的確に把握し、施策の適正な選択を図りながら進めていきます。

《事務移譲とは?》 都道府県が行っている事務で、住民の生活に密着した市町村が行うことで事務の迅速化や行政サービスの向上が期待できる業務を移すこと

### (8) 特別会計の経営健全化

特別会計については、一般会計同様、内部努力による事務事業の見直しやコスト縮減等を進めます。また、公営企業会計についても、料金の適正化・経費の節減など経営健全化の取組みを推進し、経営基盤の強化と自立性の強化を図ります。